

高齢者施設福祉部会（概要版）

【提言項目】

1. 養護老人ホームにおける介護保険料加算納付事務の改善・簡素化について
2. 大都市部の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の経営実態等に則した介護報酬の地域差の基準見直しについて
3. 高齢者・利用者の期待に添った、生活重視の質の高いサービスを提供していくために、質の高いサービスを提供するための福祉人材の確保が必要なことについて
4. 高齢期の多様な住まい方の一つとしてのケアハウスのあり方について

【高齢者施設福祉部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する都内の438か所（平成19年3月現在）の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）で組織している。部会では、会員が相互にサービスの質を高め、広く都民に信頼される存在となり、さらに東京における利用者主体の高齢者福祉事業の進歩発展を図ることを目的として、次の事項に係る活動を行っている。

- (1) 高齢者福祉施設の運営に関する連絡調整
- (2) 高齢者福祉施策の開発、及びその推進活動
- (3) 高齢者福祉に関する調査研究
- (4) 高齢者福祉施設の保健、及び医療に関する調査研究
- (5) 高齢者福祉施設職員の処遇、並びに研修、その他資質の向上に関する活動
- (6) 高齢者福祉施設の人材育成に関する活動
- (7) その他、高齢者福祉の進歩改善

【平成18年度の緊急提言】

- (1) タイトル 「養護老人ホームにおける介護保険料加算納付事務の改善・簡素化について（提案）」

提出先 東京都福祉保健局 高齢社会対策部長

提出者 東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会長 丹下芳典
・養護分科会長 富山 武司

日 時 平成18年6月26日

- (2) タイトル 「大都市部の特別養護老人ホームの経営実態等に則した介護報酬の地域差の基準見直しについて（要望）」

提出先 厚生労働省 老健局長

提出者 東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会長 丹下芳典

日 時 平成19年2月1日

- (3) タイトル 「特別養護老人ホームのあり方についての意見提出について」

提出先 厚生労働省 老健局長

提出者 東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会長 丹下芳典

日 時 平成19年2月1日

高齢者施設福祉部会（詳細版）

【提言項目1】

養護老人ホームにおける介護保険料加算納付事務の改善・簡素化について

【現状と課題・提言内容】

平成18年4月からの養護老人ホームに係る制度改正に伴い、事務の効率化等の観点から、生活保護法による取扱に準じ、措置の実施機関による介護保険料の代理納付ができるよう改善が必要である。＜詳細は37頁参照＞

【提言項目2】

大都市部の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の経営実態等に則した介護報酬の地域差の基準見直しについて

【現状と課題】

東京においては、地方と比較して人件費、諸物価も高く、国における各種統計調査の結果からも消費生活指数など大幅に高い実態が出されている。

高齢者施設福祉部会の特別養護老人ホームの平成17年度実績による経営実態調査では、収支差額率が全国平均では13.6%（平成17年4月介護事業経営実態調査による損益比率/厚生労働省）に対し、都内では3.41%となり（国・東京都の補助金を除いた場合は-0.42%）、民設民営施設では24.3%が赤字という結果となっている。平成18年4月の介護報酬改定を勘案すると、さらに経営状況が厳しくなっていると推測される。

東京では、このように全国平均に比して収支差額率が著しく低いなか、近年の景気回復等を受けた有効求人倍率の上昇等の影響から、介護人材確保も大変困難を極めている現状にある。

このような中でも、利用者サービスの低下につながらないように、日々経営努力を行ってはいるが、個々の介護老人福祉施設の取り組みだけでは対応も難しいのが現状である。

地域福祉推進の拠点として、高齢者等の要援護者が「住み慣れた地域で安心して生活し続けられる社会」の構築のため、サービス提供主体の多様化が進む中であっても、高齢者福祉施設等を経営する社会福祉法人の役割は非常に大きく、特別養護老人ホームは、その中心的役割を果たしていかなければならない。

地域福祉の中核を担う社会福祉法人として、大都市部特有の課題やニーズに対応していくため、さらに今後も創意工夫による新たな試みに取り組んでいくためにも、その経営基盤の安定が必要である。

【提言内容】

- 介護報酬に係る地域差は、大都市部を考慮した報酬設定に見直すこと

上述のような大都市部の特別養護老人ホームの厳しい経営実態を勘案し、人件費や物価

などを勘案した大都市部の実情に合わせ、現行の「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（厚生労働省告示）による「地域区分」と「割合」について、その設定に係る地域差の基準見直しについて、国の人事院勧告による18%の地域手当や、賃金、物価等の各種統計結果などもふまえ、最低でも20%程度の地域差を考慮した、新たな枠組みに変更いただくことを強く要望する。〈詳細は39頁参照〉

【提言項目3】

高齢者・利用者の期待に添った、生活重視の質の高いサービスを提供していくために、質の高いサービスを提供するための福祉人材の確保が必要なことについて

【現状と課題・提言内容】

平成21年の次回介護保険制度改正に向け、国でも介護保険施設等のあり方の検討が始められている。高齢者施設福祉部会では、特別養護老人ホームや社会福祉法人のあり方、役割等について、部会会員施設長の意見集約などを行い、「特別養護老人ホームのあり方」を取りまとめた。意見書の概要は以下のとおり。

▶社会福祉法人の特徴と期待される役割について

- 社会福祉法人は、効率経営に努めた結果生じた財源を利用者のサービスに還元できるような組織で構築された公益サービス提供者です。
- 社会福祉法人は、社会の介入が必要な社会問題のニーズを持つ人々に対し、国、東京都、区市町村とともに生活と安全を守る対人サービスの団体です。
- 社会福祉サービスに携わる社会福祉専門職員の育成は、非営利で一定の組織力をもつ社会福祉法人の役割です。

▶特別養護老人ホームに求められる役割と機能について

- 多様化する居住系サービスとの住み分けを検討することも必要。
- いわゆる新型特養は、基礎年金のみの収入では入所できず、現時点でその選択に応えられるのは従来型の多床室特養でしかないと考えます。
- 高齢者の女性単身者は高い出現率を見せており、現状のままでは、資産も所得も少ない高齢者は、今後特養への入所さえも困難になると予想されます。
- 介護は介護保険制度で、生活は年金制度を原則としながら不十分なところは福祉制度で充実させる必要があります。
- 介護保険と生活保護の間が広く、大きく欠落しているその狭間を担っていくのが社会福祉法人の運営・経営する特養だと考えます。
- 特養は生活重視型福祉施設であることを明確にし、医療サービスとの関係を整理して、外部の医療機関を利用しやすくする必要があります。

▶経営基盤の安定化とサービスの質の確保・向上のために

- より質の高いサービスを実現するために、優秀な人材を確保し、職員の専門意識をもって成長できる職場環境が求められます。そのために職員が働きつづけて将来設計ができる待遇を確保することは重要な条件。

- 東京における特養のサービスの質の維持・向上を図り、制度の持続可能性を担保するためにも地域による生活費格差を反映した介護報酬に是正することが必要。
- 重度化が進み利用者の個別ケアが多様化する現状に鑑み、特養のサービス内容に合った職員配置基準の改正が必要。
- 都内の特養では、就労の流動化がはげしく、必要な職員数の確保さえ危ぶまれる危機的な状況にあり、解決すべき喫急の課題です。 <詳細は43頁参照>

【提言項目 4】

高齢期の多様な住まい方の一つとしてのケアハウスのあり方について

【現状と課題】

東京都内の高齢者のみの世帯は、増加を続け、25年間でほぼ倍となっている。高齢者のうちひとり暮らし高齢者が全体の2割弱、高齢者夫婦のみが全体の3割強というのが東京の高齢者の実情である。また、財力が衰えた高齢者にとっては「住まい」の確保は大きな課題であるが、都市部においては地価・物価が高く、地方部に比較して高齢者の居住に関する問題は大きい。

平成17年11月に都内21のケアハウスの入居者の状況を調べたところ、介護度は「自立」が61.8%、「要支援」12.1%、「要介護1」20.6%、「要介護2」3.8%、「要介護3」0.9%、「要介護4」0.7%、「要介護5」0.1%という分布であった。

軽費老人ホームにおいては、介護を必要とする入居者への対応が課題となっている一方で、自立度の高い入居者であっても、生活するうえでの何らかの支援を必要とする入居者が増えている。虐待の恐れがあるため家族と距離をおいて生活している場合や、精神疾患の回復期等で地域での一人暮らしでは近隣関係を構築しにくい場合など、求められる支援の内容は、介護や医療的ケアのみではない。

また、自立度の高い入居者と介護を必要とする入居者が混在しているため、入居者同士の交流や相互の助け合いが生まれている。軽費老人ホームの職員配置は少数であるが、そうした入居者同士の助け合いを職員は見守り、後方支援する役割を担っている。地域でのひとり暮らしにおいては介護サービスを必要とする高齢者も、軽費老人ホームにおいては介護サービスを利用せずに暮らすことが可能になっている場合がある。

しかし、現在、国は軽費老人ホームの見直しに関する考え方において、「介護付き」の施設を増やすことを重視し、「特定施設入居者生活介護」の指定事業者となる方向を推奨している。

【提言内容】

- 大都市部においては、「介護」の機能のみでなく、高齢期に安心して暮らせる「住まい」の機能を増やす施策が必要である。
- 「介護」機能重視型のケアハウスとともに、「住まい」機能重視型（自立型）のケアハウスや、混合型（要介護者と自立者の助け合い型）のケアハウスも拡充し、多様な機能・選択肢が増えることが望ましい。

東社協福第664号
平成18年6月26日

東京都福祉保健局 高齢社会対策部長 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
高齢者施設福祉部会長 丹下 芳典
養護分科会長 富山 武司

養護老人ホームにおける介護保険料加算納付事務
の改善・簡素化について（提案）

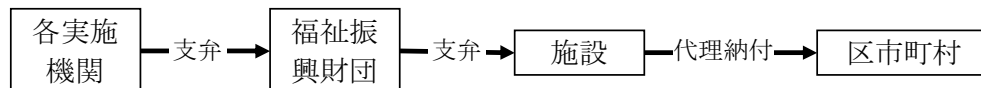
平成18年4月からの養護老人ホームに係る制度改正に伴い、事務の効率化等の観点から、生活保護法による取扱に準じ、下記のとおり措置の実施機関による介護保険料の代理納付ができるよう改善をいただきたい。

記

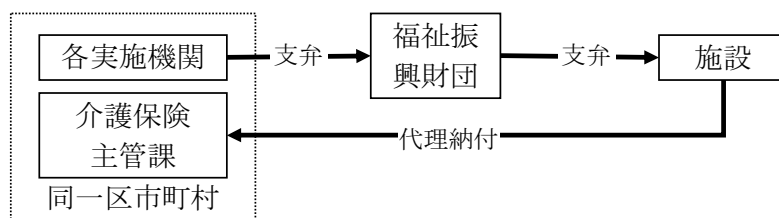
1 介護保険料加算の代理納付事務について

介護保険サービスの導入、利用者への自立生活支援等新型養護老人ホームへの転換が求められている中で業務が増大している。住所地特例の実施に伴い、費用徴収階層第一階層者の介護保険料を措置元（実施機関）から受け、措置元の区市町村（保険者）に代理納付することとなり、事務が煩雑になるため、養護老人ホームの代理納付を廃止することで事務の簡素化を図る。

(1) 平成18年3月31日まで

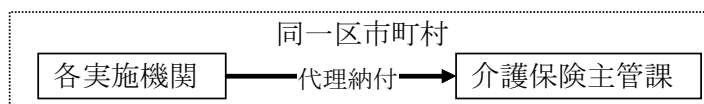


(2) 平成18年4月以降



(3) 改正提案

- ① 代理納付は実施機関の長が、権限で行うことができることとする（委任状不要）
- ② 福祉振興財団、施設（養護老人ホーム）は経由しない
- ③ 同一区市町村が行うこととする



※在宅の生保受給者は、平成18年3月31日以前においても同様に処理されている。

本件に関する問い合わせ
東京都社会福祉協議会 福祉部高齢担当（佐藤）
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03-3268-7172 FAX 03-3268-0635

<参考資料>

養護老人ホームにおける介護保険料加算の
代理納付事務の改善・簡素化に関する参考資料

1 施設における代理納付事務の状況

	定 員	介護保険料 加算対象者	関係実施機関	備 考
A 施設	110 人	55 人	22 所	
B 施設	150	54	23	
C 施設	200	66	19	
D 施設	754	330	31	

2 代理納付事務見直しによるメリット

(1) 実施機関

- ① 各施設との「加算対象者名簿」のやりとりが無くなる。
- ② 各施設ごとの措置費・保険料加算の連絡事務、対象者の保険料等の把握管理事務、措置費加算の経理事務、また、新入所、退所等に伴う各施設、保険者との連絡調整等、事務の煩雑さが無くなる。
- ③ 個人情報保護法の関係から納付書等は本人に手渡し、その後納付書を受け取りホームで支払うため、本人が既に納付する等二重払いになるケースがある。その際、返還手続きのやりとりが必要となるが、その煩雑さが無くなる。

(2) 介護保険課（保険者）

- ① 各施設ごとに納付書を送付しなくて済む。
- ② 各実施機関からの「加算対象者名簿」の送付があってから、納付用名簿を作成するため、納付が遅れることが必然となっている。督促状を送っており、その管理事務、切手代等が無くなる。コスト上からもメリットが大きい。

(例) D施設の「加算対象者名簿」受理状況 4所（31所中）

(3) 施設

- ① 各実施機関、各保険者との措置費・保険料加算の事務連絡、対象者の各保険者ごとの保険料等の把握管理事務、措置費加算請求、保険料納付の経理事務等多岐にわたり、事務量が多い。
- ② また、上記事務処理中にも、新入所、退所等に伴う各実施機関、各保険者との連絡調整事務が重なり齟齬が生じるケースもあり、事務の煩雑さが無くなる。
保険料納付時期は残業して事務処理している状況である。
- ③ 各実施機関との措置費・保険料加算の事務連絡に伴う切手代等が無くなる。コスト上からもメリットが大きい。
- ④ 新型養護老人ホームに転換が求められる中で、自立支援への取り組み、介護保険サービスの導入等に全力投球できる。

東社協福第1858号
平成19年2月1日

厚生労働省 老健局長 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
高齢者施設福祉部会長 丹下 芳典

大都市部の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の経営実態等に則した 介護報酬の地域差の基準見直しについて（要望）

日頃より、高齢者福祉の推進にご尽力いただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

平成18年4月の改正介護保険法の施行による様々な課題への対応、また、平成21年の次回介護報酬改定に向け、検討がすすめられていることと存じます。

さて、東京においては、地方と比較して人件費、諸物価も高く、国における各種統計調査の結果からも消費生活指数など大幅に高い実態が出されているところです。

当部会では、介護保険制度導入時から特別養護老人ホームの経営実態調査を実施してきました。平成17年度実績による経営実態調査では、収支差額率が全国平均では13.6%（平成17年4月介護事業経営実態調査による損益比率／厚生労働省）に対し、都内では3.41%となり（国・東京都の補助金を除いた場合は-0.42%）、民設民営施設では24.3%が赤字という結果となりました。平成18年4月の介護報酬改定を勘案すると、さらに経営状況が厳しくなっていると推測されます。

東京では、このように全国平均に比して収支差額率が著しく低いなか、近年の景気回復等を受けた有効求人倍率の上昇等の影響から、介護人材確保も大変困難を極めている現状にあります。

このような中でも、私どもは、利用者サービスの低下につながらないよう、日々経営努力を行っているところですが、個々の介護老人福祉施設の取り組みだけでは対応も難しいのが現状です。

地域福祉推進の拠点として、高齢者等の要援護者が「住み慣れた地域で安心して生活し続けられる社会」の構築のため、サービス提供主体の多様化が進む中であっても、高齢者福祉施設等を経営する社会福祉法人の役割は非常に大きく、特別養護老人ホームは、その中心的役割を果たしていかなければなりません。

地域福祉の中核を担う社会福祉法人として、大都市部特有の課題やニーズに対応していくため、さらに今後も創意工夫による新たな試みに取り組んでいくためにも、その経営基盤の安定が必要です。

ついては、東京の特別養護老人ホームの経営課題等を勘案し、大都市特有の経営実態に即した介護報酬の地域差の基準見直しについて、特段のご配慮をいただきたく強く要望いたします。

記

▷介護報酬に係る地域差は、大都市部を考慮した報酬設定に見直すこと

上述のような大都市部の特別養護老人ホームの厳しい経営実態を勘案し、人件費や物価などを勘案した大都市部の実情に合わせ、現行の「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（厚生労働省告示）による「地域区分」と「割合」について、その設定に係る地域差の基準見直しについて、国の人事院勧告による18%の地域手当や、賃金、物価等の各種統計結果などもふまえ、最低でも20%程度の地域差を考慮した、新たな枠組みに変更いただくことを強く要望します。

<連絡先> 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
福祉部高齢担当（佐藤）
TEL 03-3268-7172 FAX 03-3268-0635

特別養護老人ホーム 経営実態調査 (平成17年度決算実績) 調査結果の概要<経年比較>

※用語の解説は最終頁に掲載

1

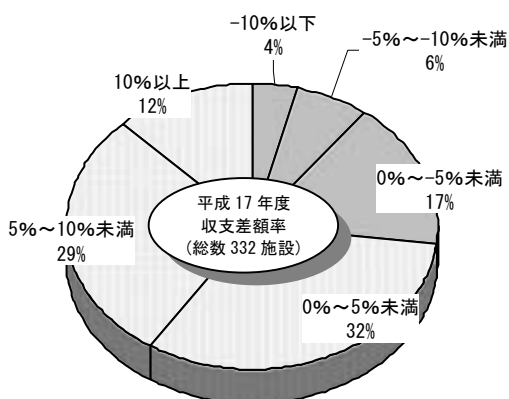
平成17年度の決算実績による収支差額率(特別養護老人ホーム・ショートステイ合算)は、全体で3.41%、都・区等の補助金を除くと、収支差額率は-0.42%に

平成17年度決算実績から都内の特別養護老人ホームの収支差額率を見ると、全体の26.8%が赤字(収支差額率が0%未満)であり、民設民営施設では24.3%が収支差額率0%未満となっている。【図1】【表1】

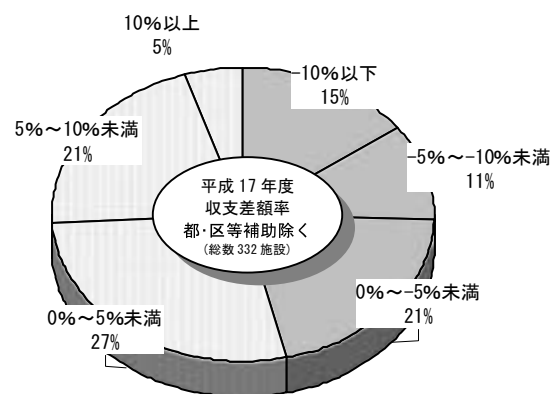
さらに、都・区等の補助金を除いた場合は、全体で赤字(収支差額率が0%未満)施設は46.4%、民設民営施設では41.3%となる。【図2】【表1】

これは、平成17年10月の食費・居住費に係る介護報酬改定が大きく影響しているといえる。また、平成18年4月の介護報酬改定を勘案すると、さらに経営状況が厳しくなっていると推測される。

【図1】平成17年度 収支差額率(全体)



【図2】平成17年度 収支差額率
(都・区等補助金除く全体)



【表1】平成17年度 収支差額率（全体）

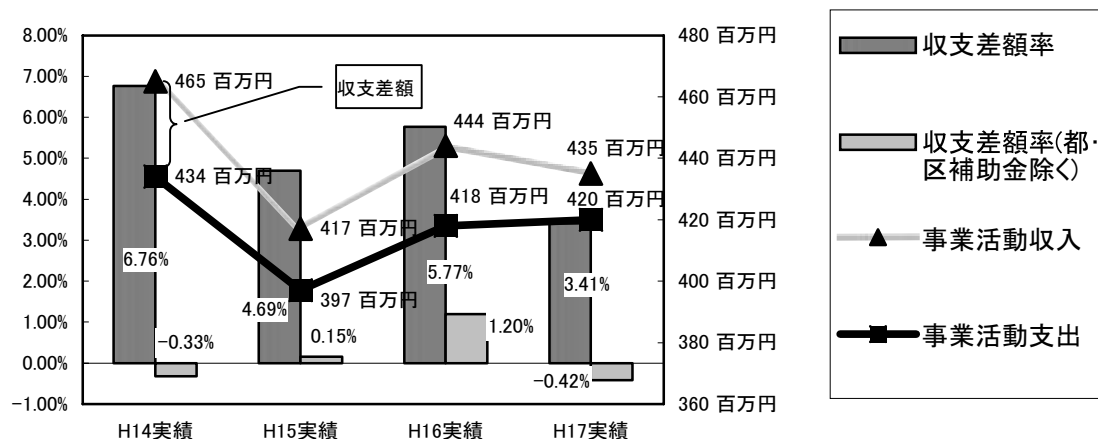
収支差額率	件数	%
-10%以下	13	3.9%
-5%~-10%未満	21	6.3%
0%~-5%未満	55	16.6%
0%~5%未満	107	32.3%
5%~10%未満	95	28.6%
10%以上	41	12.3%
総計	332	100.0%

【表2】平成17年度 収支差額率
（都・区等補助金除く全体）

収支差額率	件数	%
-10%以下	50	15.1%
-5%~-10%未満	35	10.5%
0%~-5%未満	69	20.8%
0%~5%未満	92	27.7%
5%~10%未満	69	20.8%
10%以上	17	5.1%
総計	332	100.0%

収支差額率を経年比較で見ると、若干の上下はあるものの、年々収支差額率が下がっている状況にある（※事業活動収入額及び事業活動支出額（いずれも全体平均）は、調査回収状況により延べ人数が異なるため参考程度とする）。【図3】

【図3】収支差額率（経年比較）



※平成16年度実績から特別養護老人ホームとショートステイを合算して調査実施（集計）。平成14年度及び平成15年度実績については、特別養護老人ホームのみ、ショートステイと特別養護老人ホーム合算の2区分で別々に集計。以下の経年比較の図表も同じ。
※事業活動収入額及び事業活動支出額（いずれも全体平均）は、調査回収状況により延べ人数が異なるため参考程度とする。

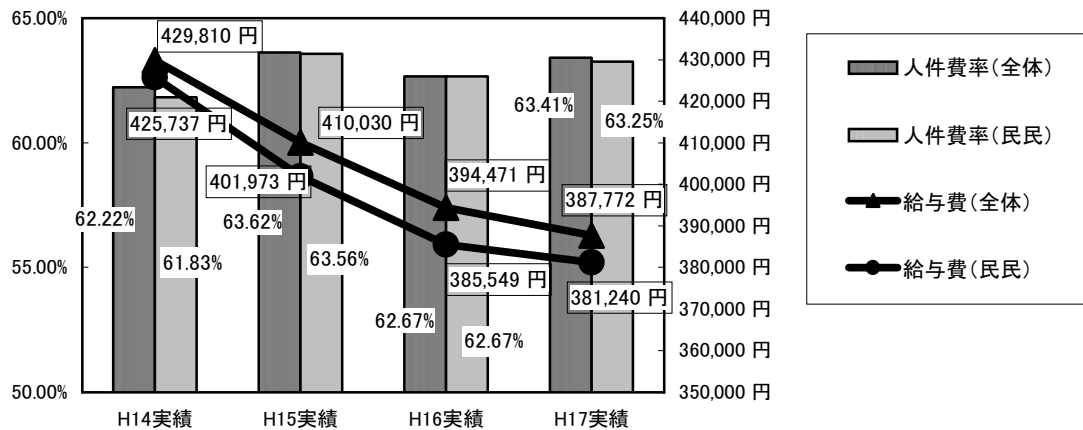
2

平成17年度の決算実績による人件費率（特別養護老人ホーム・ショートステイ合算）は、全体で63.41%、委託費率は7.26%、職員1人あたりの給与費は年々減額の傾向

平成17年度決算実績による都内の特別養護老人ホームの人件費率は全体で63.41%、委託費率は7.26%となっている。【図4】さらに、都・区等の補助金を除いた場合は、人件費率は66.11%、委託費率は7.57%に上昇する。【表3】

人件費率については、収支差額率が下降している中、平成14年度から同水準で推移しているが、職員1人あたり給与費は年々減額の傾向にある。【図4】

【図4】人件費率と職員一人当たりの給与費（経年比較）



【表3】主な各経営指標（経年比較／全体）

各指標	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度実績
事業活動収入	465,401,217	416,545,844	443,582,970	434,719,737
都・区等補助金除く	432,514,119	397,597,992	423,030,242	418,121,558
都・区等補助、国庫補助等積立金除く	398,671,622	369,169,109	393,594,217	389,862,954
事業活動支出	433,950,535	397,013,224	417,973,978	419,888,159
収支差額率	6.76%	4.69%	5.77%	3.41%
都・区等補助金除く	-0.33%	0.15%	1.20%	-0.42%
都・区等補助、国庫補助等積立金除く	-8.85%	-7.54%	-6.19%	-7.70%
1日平均利用者数(人)	89.50	87.06	92.64	92.01
1日当たり利用率	94.38%	95.69%	95.62%	95.35%
利用者10人当たり職員数(人)	5.78	5.72	5.89	6.02
人件費率	62.22%	63.62%	62.67%	63.41%
都・区等補助金除く	67.40%	66.91%	65.96%	66.11%
委託費率	6.02%	5.77%	6.58%	7.26%
都・区等補助金除く	6.52%	6.07%	6.92%	7.57%
職員1人当たり給与費(円)	429,810	410,030	394,471	387,772

<用語の解説>

- ①事業活動収入：事業活動内収入
- ②事業活動支出：事業活動内支出
- ③収支差額率：事業活動収支差額÷事業活動内収入×100
- ④1日平均利用者数(人)：施設の1日当りの利用者数（年間利用者延べ人数÷365（施設操業日数））
- ⑤1日当たり利用率：施設の定員数に対する1日当りの利用率（1日平均利用者数÷施設定員数）
- ⑥利用者10人当り職員数：利用者10人当りの職員数（常勤換算職員数÷1日平均利用者数×10）
- ⑦人件費率：事業活動内収入に対する職員の給与、賞与、法定福利費用の比率（（人件費支出＋福利厚生費＋退職給与引当金繰入－退職給与引当金戻入＋賞与引当金繰入－賞与引当金戻入）÷（事業活動収入－借入金元金償還補助金収入－国庫補助金等特別積立金取崩額））
- ⑧委託費率：事業活動内収入に対する給食、清掃、洗濯等職員で可能な業務を外部に委託している比率（委託費÷（事業活動収入－借入金元金償還補助金収入－国庫補助金等特別積立金取崩額））
- ⑨職員1人当り給与費(円)：職員の給与、賞与、法定福利費用の総額を12分割した額（（人件費支出＋福利厚生費＋退職給与引当金繰入－退職給与引当金戻入）÷常勤換算職員数）

東社協福第1859号
平成19年2月1日

厚生労働省 老健局長 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
高齢者施設福祉部会長 丹下 芳典

特別養護老人ホームのあり方についての意見の提出について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より高齢者福祉の事業推進についてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京の老人ホームの協議体である高齢者施設福祉部会では、特別養護老人ホームや社会福祉法人のあり方、役割等について鋭意調査・検討を行い、この度、「特別養護老人ホームのあり方についての意見書」を取りまとめました。

当部会の意見を、介護保険制度等の見直しにおいて反映させていただきますよう、ここに意見として提出させていただきます。

どうか十分ご検討頂きますようお願い申し上げます。

記

添付資料 : 「特別養護老人ホームのあり方についての意見書」

<問合せ先> 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
福祉部 高齢担当 (佐藤・魚崎)
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03 (3268) 7172 Fax 03 (3268) 0635

平成19年1月

東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会
(制度検討委員会)

特別養護老人ホームのあり方についての意見書（概要）

高齢者・利用者の期待に添った、 生活重視の質の高いサービスを提供していくために、 質の高いサービスを提供するための福祉人材の確保が必要

東京都社会福祉協議会(東社協)高齢者施設福祉部会では、特別養護老人ホームや社会福祉法人のあり方、役割等について、部会会員施設長の意見集約などを行い、「特別養護老人ホームのあり方」を取りまとめました。

社会福祉法人の特徴と期待される役割

- 社会福祉法人は、効率経営に努めた結果生じた財源を利用者のサービスに還元できるような組織で構築された公益サービス提供者です。
- 社会福祉法人は、社会の介入が必要な社会問題のニーズを持つ人々に対し、国、東京都、区市町村とともに生活と安全を守る対人サービスの団体です。
- 社会福祉サービスに携わる社会福祉専門職員の育成は、非営利で一定の組織力をもつ社会福祉法人の役割です。

特別養護老人ホームに求められる役割と機能

- 多様化する居住系サービスとの住み分けを検討することも必要。
- いわゆる新型特養は、基礎年金のみの収入では入所できず、現時点でその選択に応えられるのは従来型の多床室特養でしかないと考えます。
- 高齢者の女性単身者は高い出現率を見せており、現状のままでは、資産も所得も少ない高齢者は、今後特養への入所さえも困難になると予想されます。
- 介護は介護保険制度で、生活は年金制度を原則としながら不十分なところは福祉制度で充実させる必要があります。
- 介護保険と生活保護の間が広く、大きく欠落しているその狭間を担っていくのが社会福祉法人の運営・経営する特養だと考えます。
- 特養は生活重視型福祉施設であることを明確にし、医療サービスとの関係を整理して、外部の医療機関を利用しやすくする必要があります。

経営基盤の安定化とサービスの質の確保・向上

- より質の高いサービスを実現するために、優秀な人材を確保し、職員の専門意識をもって成長できる職場環境が求められます。そのために職員が働きつづけて将来設計ができる待遇を確保することは重要な条件。
- 東京における特養のサービスの質の維持・向上を図り、制度の持続可能性を担保するためにも地域による生活費格差を反映した介護報酬に是正することが必要。
- 重度化が進み利用者の個別ケアが多様化する現状に鑑み、特養のサービス内容に合った職員配置基準の改正が必要。
- 都内の特養では、就労の流動化がはげしく、必要な職員数の確保さえ危ぶまれる危機的な状況にあり、解決すべき喫急の課題です。

<問合せ先> 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
福祉部 高齢担当(佐藤・魚崎)
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7172 Fax 03(3268)0635